

漁港漁場等発注者支援業務積算基準

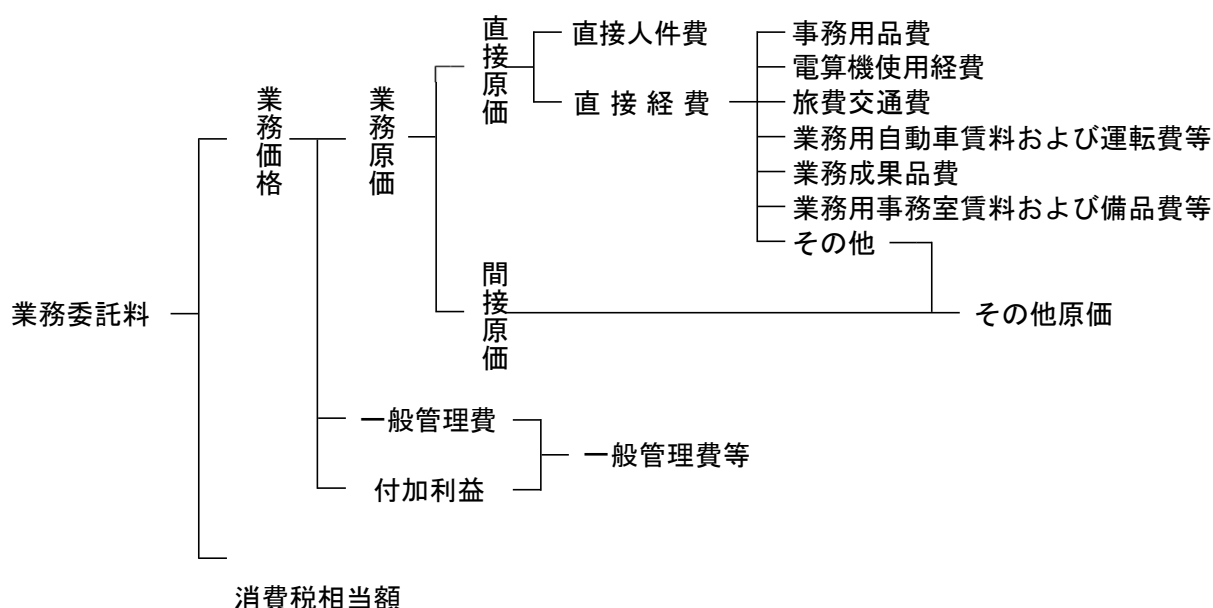
第 1 章 総則

1-1 適用範囲

この積算基準は、水産庁（直轄漁港漁場工事関係に限る）が発注する漁港漁場および海岸工事に係る発注者支援業務を発注する場合に適用する。発注者支援業務とは、発注補助業務、検査補助業務および監督補助業務をいう。

1-2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

1) 直接原価

①直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

②直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から g までに掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 電算機使用経費
- c. 旅費交通費
- d. 業務用自動車賃料および運転費等
- e. 業務成果品費
- f. 業務用事務室賃料および備品費等
- g. その他（直接経費として計上が必要なもの）

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

2) その他原価

その他原価は、間接原価および直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

①間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費および付加利益からなる。

①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1-3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方法

業務委託料=(業務価格)+(消費税相当額)

$$=[\{(直接人件費)+(直接経費)+(その他原価)\}+(一般管理費等)] \times (1+消費税率)$$

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費

当該発注支援業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は、別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、1-2(2)1)②の各項目について必要額を積算し、次により積算する。

ただし、電算機使用経費、業務用自動車賃料および運転費等、業務用事務室賃料および備品費等については業務遂行上、特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

①事務用品費

事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。

なお、漁港漁場関係工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

②電算機使用経費

電算機リース料等(電算機使用料、印刷機使用料および通信回線使用料を含む)が必要となる場合に計上するものとする。

③旅費交通費

旅費交通費は、「農林水産省所管旅費支給規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」等に準じて積算する。

a. 発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする。

b. 現地調査について、出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「f」を適用するものとする。

④業務用自動車賃料および運転費等

業務用自動車が必要となる場合は次のaからdにより積算する。ただし、これにより難しい場合は別途考慮する。

a. 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1.5L)とする。

- b. 業務用自動車賃料については、下記の「月額賃料」とする。
 c. 1日当りの運転時間は標準2時間とする。
 d. 運転労務費は、技術者等が直接運転するものとして計上しない。

業務用自動車賃料および運転費等 = 月額賃料 × 委託期間の月数 × 台数

月額賃料

名 称	形状寸法	単位	単 価	備 考
ライトバン	1. 5 L	月	50,000円	燃料費含む

⑤業務成果品費

電子成果品作成費など必要となる場合に計上するものとする。

⑥業務用事務室賃料および備品費等

発注者施設を無償使用する場合は計上しない。

業務用事務室等を発注者施設の近隣に受注者が自ら確保する場合に計上するものとし、必要額は以下により積算する。ただし、これにより難しい場合は別途考慮する。

- a. 業務用事務室賃料および備品費等については、委託期間、必要人数等を考慮した費用とする。

業務用事務室賃料および備品費等 = 月額賃料 × 委託期間の月数

月額賃料

地 域	単位	基準単価	補正係数
甲 地 方	月	150,000円	0.13
乙 地 方	月	90,000円	0.11

注) 1. 月額賃料は担当技術者数を考慮し次式により算定する。

月額賃料 = 基準単価 × [1 + 補正係数 × (担当技術者数 - 1)]

2. 月額賃料には、事務室、駐車場、執務用および打合せ用の机・いす、書箱、ロッカーの費用が含まれる。
 3. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。
 4. 委託期間内で担当技術者数が異なる場合は、人数増減に応じて補正する。

⑦その他

①～⑥のほか、その他の経費が必要となる場合の内、直接経費として計上が適当なものは直接経費 g. とし、それ以外は、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

(その他原価) = (直接人件費) × $\alpha / (1 - \alpha)$

ただし、 α は原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、下記の率とする。

	α
発注補助業務および技術審査補助業務	35%
品質監視補助業務、施工状況確認補助業務および監督補助業務	30%

また、係数 ($\alpha / (1 - \alpha)$) の端数は、パーセント表示の小数第2位 (第3位四捨五入) まで算出する。

4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

(一般管理費等) = (業務原価) × $\beta / (1 - \beta)$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

また、係数 ($\beta / (1 - \beta)$) の端数は、パーセント表示の小数第2位 (第3位四捨五入) まで算出する。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

業務委託料＝変更官積算金額×直前の請負代金額／直前の官積算金額

- 1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。
- 2) 直接経費は、業務内容の変更に伴い当初設計の金額が変わる場合に変更する。
- 3) その他原価および一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

第2章 発注補助業務 積算基準

2-1 適用範囲

この積算基準は、発注補助業務を発注する場合に適用する。

2-2 適用業種

本業務の対象とする業種は以下のとおりとする。

業 種	種 別 又 は 細 別
漁港・漁場土木工事	(1) 外郭施設の築造、改良等の工事 (2) 係留施設の築造、改良等の工事 (3) 漁港・漁場における形鋼、鋼板等の鋼材の加工または組立てにより工作物を築造する工事
漁港等浚渫工事	(1) 漁港等における浚渫工事およびそれに付随する工事
海岸工事	(1) 海岸の施設等の築造、改良等の工事
交通施設等工事	(1) 道路、橋梁等に関する工事 (2) 漁港・漁場関係工事に係る漁港・漁場土木工事に属する以外の土木一式工事 (3) 上記(1)～(2)に類する工事または付随する工事
その他業務	(1) 調査・測量業務およびこれらに類する業務等

注) 上表の適用業種により難しい場合は、別途判断するものとする。

2-3 業務内容

(1) 積算に必要な現地調査

必要に応じて積算に必要な現場条件等の調査・確認を行い、調査結果をとりまとめる。作業内容は以下のとおり。

- ・ 積算に必要な資料の貸借・内容の把握
- ・ 現地調査に係る事前協議および資料作成
- ・ 現地調査（現場条件等の確認）

(2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成

対象工事に関連する設計資料等の貸与資料を基に工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成する。作業内容は以下のとおり。

- ・ 設計資料（貸与資料）の確認
- ・ 工事発注延長および工区等の検討
- ・ 工事発注図面の作成
- ・ 数量総括表（数量計算書）の作成
- ・ 特記仕様書（案）の作成
- ・ 見積、特別調査案件の抽出

(3) 積算根拠資料作成

発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（入札説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うとともに、「漁港漁場関係工事積算基準」等の積算基準類および現地調査の結果を基に、工種毎に施工方法等について検討し、積算システムへのデータ入力に必要な積算根拠（積算諸元）を作成する。作業内容は以下のとおり。

- ・ 積算条件資料の作成
- ・ 経済比較資料の作成
- ・ 積算根拠資料の作成

(4) 積算システムへの積算データ入力

積算のために必要な、諸数値（システム入力データ等）の算定を行うとともに「漁港漁場関係工事積算基準」「土木工事標準積算基準書」等の積算基準類および前項（2）から（3）の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、対象工事の直接工事費（資材費、機械経費、労務費など）を算出する。作業内容は以下のとおり。

- ・積算システムへのデータ入力
- ・入力データの確認（根拠情報出力による確認）

(5) 照査

管理技術者が対象工事毎に指定された業務内容の資料に誤りがないよう行う照査は以下のとおり。

- ① 作成した工事発注図面、数量総括表（数量計算書）および特記仕様書（案）の整合性
- ② 作成した積算条件資料、経済比較資料および積算根拠資料の整合性
- ③ 積算システムへ入力した内容（根拠情報を含む）の適切性
- ④ その他管理技術者が必要と判断する内容

(6) 打合せ

対象工事毎または複数工事毎等必要に応じて、業務着手時、中間時、成果納入時に対象工事の作業内容について、発注者と打合せを行うものとする。

(7) 協議・報告

業務の実施にあたり、調査職員と管理技術者が業務着手時および業務完了時に業務全体の計画等について協議または報告を行うものとし、必要に応じて中間時の報告を行うことができる。

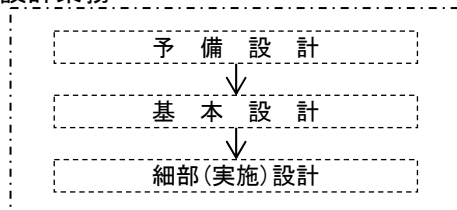
2-4 数量計算等

種別（レベル3）	細別（レベル4）	積算要素（レベル6）	単位	数量	摘要
発注補助業務	積算に必要な現地調査	積算に必要な現地調査	工事		
	工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成	工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成	工事		
	積算根拠資料作成	積算根拠資料作成	工事		
	積算システムへの積算データ入力	積算システムへの積算データ入力	工事		
	打合せ	打合せ	回		
	協議・報告	協議・報告	式		
	成果	業務成果品	式		

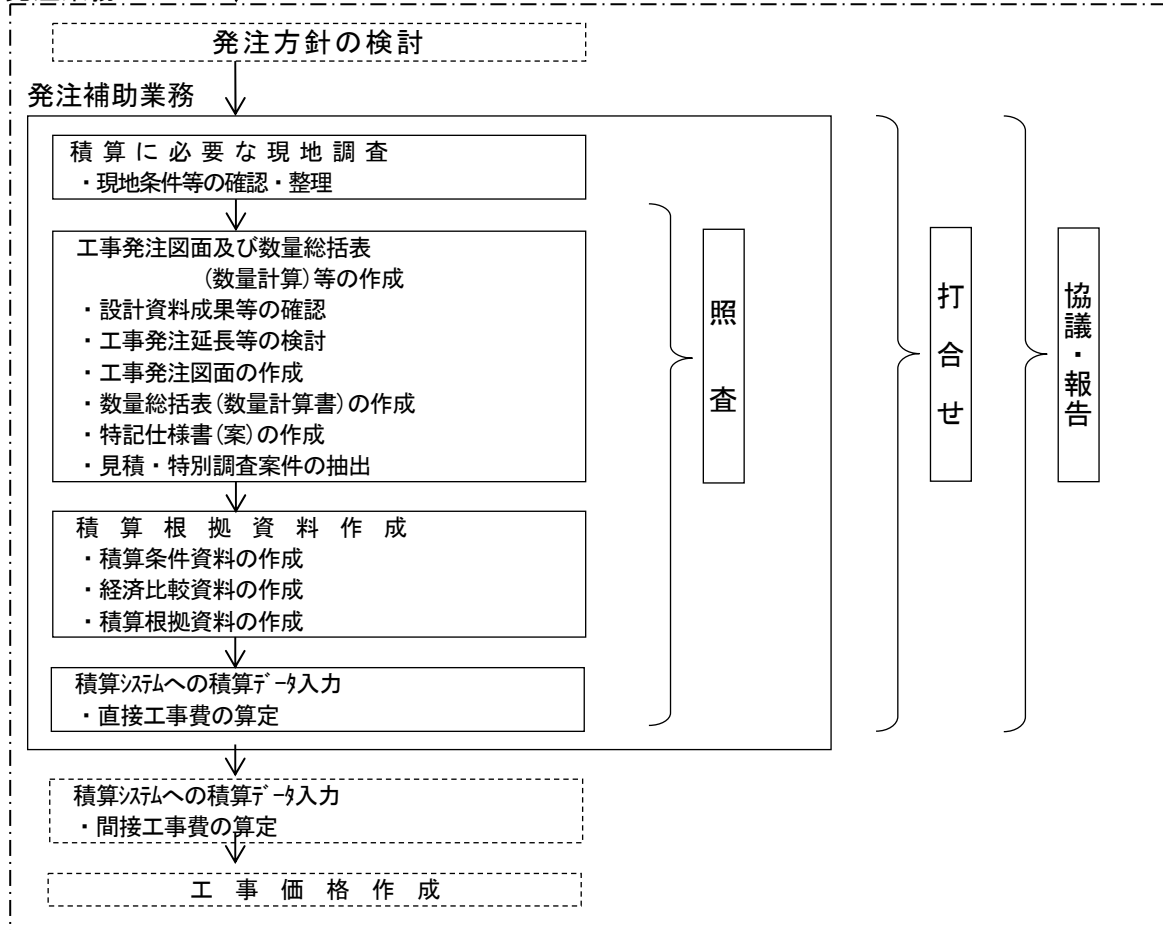
注） その他業務を適用する際は、積算に必要な現地調査、工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成、積算根拠資料作成および積算システムへの積算データ入力 の単位を「業務」とする。

2-5 積算フロー

設計業務



発注業務



注) 本項の歩掛は、 の部分である

2-6 標準歩掛

2-6-1 労務工数算定式

1 工事当たりの労務工数を算定する。

なお、[] 書きは K₄ : 修正積算の場合の補正を適用する場合にのみ加算する。

下記計算式によらない場合は、作業量等を勘案し別途考慮する。

$$N = n \times \left\{ (1 + K_1) \times \left[\frac{K_2}{K_3} \right] \right\} + \left[n \times \{ (1 + K_1) \times K_4 \} \right] \text{ (小数第2位四捨五入)}$$

N : 1 工事当たりの労務工数
 n : 1 工事当たりの標準労務工数
 K₁ : 工種数による補正
 K₂ : 類似積算の場合の補正
 K₃ : 変更積算の場合の補正
 K₄ : 修正積算の場合の補正

① 工種数による補正 (K₁)

発注工事の工種数に応じて下表の補正係数を適用し補正する。

工種数による補正	2 工種迄	3 ~ 4 工種迄	5 ~ 7 工種迄	8 ~ 11 工種迄	12 工種以上
補正係数 : K ₁	—	0.25	0.50	0.80	1.00

- 注) 1. 工種数は、工事工種体系のレベル 2 (工種) を対象とする。なお、合併積算の場合においても適用する積算体系 (積算基準) のレベル 2 (工種) を対象とする。
 2. 工種は、同一工事で工区分けする場合においても 1 工種とする。
 3. 共通仮設費の積上項目がある場合は、共通仮設費を 1 工種としてカウントする。なお、共通仮設費の積上項目が複数となった場合においても 1 工種とする。ただし、技術管理費は対象としない。

② 類似積算の場合の補正 (K₂)

業務実施にあたり、同種 (工事内容および施工方法が同じ) 積算事例があり、当該工事の積算にあたり「特記仕様書」「工事発注図面」「数量総括表 (数量計算書)」「施工方法等の積算条件資料」「積算根拠資料」等の貸与ができる類似積算の場合は、下表の補正係数を適用し補正する。

なお、適用する業種区分が異なる場合は、補正はしない。

連続した構造物を 2 本以上に分割発注する場合は、類似資料の貸与をしなくても、1 工事を除き類似積算の補正を適用する。

補正係数 : K ₂	0.80
-----------------------	------

③ 変更積算の場合の補正 (K₃)

変更積算を実施する場合は、下表の補正係数を適用し補正する。

変 更 内 容	補正係数 : K ₃
数量精算のみの場合	0.80
数量精算以外の変更積算が生じる場合	1.00

注) 類似積算の場合の補正は変更積算には行わないものとする。

なお、貸与する数量は事務所等で調整した後の数量 (確定数量) とするものとする。

④ 修正積算の場合の補正 (K₄)

修正積算とは積算後において工区割・工種追加等の関係から再度、工事設計書等の修正を行う場合をいう。修正積算を実施する場合に加算する [] 書きの算定式については、変更積算の場合の 1 工事当たりの標準労務工数 n、および下表の補正係数 K₄ を適用し算定する。

なお、単に数量の一部修正等は、打合せの範囲とし補正対象とはしない。

補正係数 : K ₄	0.80
-----------------------	------

2-6-2 積算に必要な現地調査

積算に必要な現地調査

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算に必要な現地調査	0.50 (0.50)		1.00 (0.50)	

注) 下段()書きは変更積算の場合に適用する。

2-6-3 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成

[漁港・漁場土木工事]

工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
設計資料等の確認			3.20 (1.30)	
工事発注延長等の検討			1.30 (1.20)	
工事発注図面の作成			3.20 (1.30)	
数量総括表の作成			2.70 (0.60)	
特記仕様書(案)の作成			3.30 (0.50)	
見積・特別調査案件の抽出		0.90 (0.60)		
照 査	0.30 (0.20)		0.40 (0.30)	

注) 1. 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。

下段()書きは変更積算の場合に適用する。

2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

[漁港等浚渫工事]

工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
設計資料等の確認			2.60 (1.10)	
工事発注延長等の検討			2.30 (0.90)	
工事発注図面の作成			1.10 (0.90)	
数量総括表の作成			1.30 (0.50)	
特記仕様書(案)の作成			2.60 (0.90)	
見積・特別調査案件の抽出			0.70 (0.20)	
照 査	0.20 (0.20)		0.20 (0.20)	

注) 1. 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。

下段()書きは変更積算の場合に適用する。

2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

[海岸工事・交通施設等工事]

工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
設計資料等の確認			6.40 (2.60)	
工事発注延長等の検討			5.70 (2.30)	
工事発注図面の作成			6.30 (2.60)	
数量総括表の作成			3.20 (1.30)	
特記仕様書(案)の作成			4.40 (2.30)	
見積・特別調査案件の抽出		1.30 (0.50)	0.30 (0.30)	
照 査	0.50 (0.20)		0.60 (0.40)	

- 注) 1. 適用にあたっては、2－6－1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。
2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

[その他業務]

その他業務発注図面及び数量総括表（数量計算書）等の作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
設計資料等の確認			2.20 (0.90)	
その他業務発注延長等の検討			2.00 (0.80)	
その他業務発注図面の作成			1.10 (0.90)	
数量総括表の作成			1.10 (0.50)	
特記仕様書(案)の作成			1.20 (0.70)	
見積・特別調査案件の抽出			0.50 (0.20)	
照 査	0.30 (0.20)		0.60 (0.20)	

- 注) 1. 適用にあたっては、2－6－1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。
2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

2-6-4 積算根拠資料作成

[漁港・漁場土木工事]

積算根拠資料作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算条件資料の作成		1.50 (1.00)	1.00 (0.50)	
経済比較資料の作成		2.50 (1.50)	1.00 (0.40)	
積算根拠資料の作成		4.50 (3.00)	3.00 (1.00)	
照 査	1.00 (0.60)	(0.50)	1.00	

- 注) 1. 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。
2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

[漁港等浚渫工事]

積算根拠資料作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算条件資料の作成			2.00 (0.80)	
経済比較資料の作成		4.50	(0.50)	
積算根拠資料の作成		3.00 (1.00)	1.00 (0.60)	
照 査	1.00 (0.30)	1.00	(0.20)	

- 注) 1. 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。
2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

[海岸工事・交通施設等工事]

積算根拠資料作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算条件資料の作成		3.00 (1.10)	1.00	
経済比較資料の作成			1.80 (0.70)	
積算根拠資料の作成		14.00 (6.00)		
照 査	1.70 (0.50)	2.00 (1.00)		

- 注) 1. 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。
2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

[その他業務]

積算根拠資料作成

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算条件資料の作成			0.90 (0.40)	
経済比較資料の作成			0.60 (0.20)	
積算根拠資料の作成		1.00	1.50 (2.00)	
照 査	0.40 (0.20)		0.80 (0.50)	

- 注) 1. 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。
2. 項目を減ずる場合は、照査以外の労務員数の比率により照査の労務を減ずる。

2-6-5 積算システムへの積算データ入力

[漁港・漁場土木工事]

積算システムへの積算データ入力

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算システムへの積算データ入力		1.30 (0.70)	1.70 (1.00)	
照 査	0.50 (0.30)		0.50 (0.30)	

- 注) 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。

[漁港等浚渫工事]

積算システムへの積算データ入力

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算システムへの積算データ入力		1.60	0.50 (1.40)	
照 査	0.40 (0.20)	0.50	(0.20)	

- 注) 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。

[海岸工事・交通施設等工事]

積算システムへの積算データ入力

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算システムへの積算データ入力		3.00 (1.00)	1.00	
照 査	0.40 (0.20)	0.50 (0.30)	0.20 (0.20)	

- 注) 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する。
下段()書きは変更積算の場合に適用する。

[その他業務]

積算システムへの積算データ入力

1 工事当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
積算システムへの積算データ入力			1.20 (0.80)	
照 査	0.30 (0.30)		0.60 (0.40)	

注) 適用にあたっては、2-6-1 労務工数算定式により労務工数を算定する
下段()書きは変更積算の場合に適用する。

2-6-6 打合せ

打合せ

1 回当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
打 合 せ	0.50		0.50	

2-6-7 協議・報告

協議・報告

1 式当り

項 目	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備 考
着 手 時	0.50		1.00	
中 間 時	0.50		1.00	適 宜
業 務 完 了 時	0.50		1.00	

注) 中間時は、必要に応じて計上する。

2-7 直接経費

(1) 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の 1.0% を標準とする。

(ただし、打合せおよび協議・報告にかかる直接人件費は除く。)

(2) 業務成果品費

報告書の電子納品および印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出するものとし、印刷・製本部数は 3 部迄、電子納品は正副合わせて 2 枚とする。これにより難い場合は別途見積等により考慮する。

(ただし、打合せおよび協議・報告にかかる直接人件費は除く。)

業務成果品費 = 直接人件費 × {0.40% + (印刷製本部数 × 0.10%)}

なお、業務成果品費は、有効数字上位 2 桁、以下切り捨てとし、最高 30 万円を限度とする。

(3) 旅費

旅費については、「漁港漁場関係工事積算基準 第 2 部 第 1 編 2. 積算価格の内訳 2-5 旅費の算定」を適用して算出する。

第3章 検査補助業務および監督補助業務積算基準

3-1 適用範囲

この積算基準は、検査補助業務および監督補助業務の発注に適用する。

3-2 業務内容

(1) 検査補助業務

管理技術者が行う業務内容は以下のとおり。

- ① 担当技術者の実施する業務内容について逐次把握するとともに、必要な指示、連絡調整、指導を行う。
- ② 対象工事の契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認する。

担当技術者が行う業務内容は以下のとおり。

- ① 請負工事の施工状況並びに使用材料（支給材料等を含む）について随時設計図書と照合する。
- ② 不可視部分や重要構造物の品質・出来形を確認する。
- ③ 発注者の指示に従い、完成検査、既済部分検査、指定部分検査、三者連絡会に臨場する。
- ④ 工事契約上重大な事案等が発見された際の報告、発注者の指示による災害発生時における情報収集等を行う。

(2) 監督補助業務

管理技術者が行う業務内容は以下のとおり。

- ① 担当技術者の実施する業務内容について逐次把握するとともに、必要な指示、連絡調整、指導を行う。
- ② 対象工事の契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認する。担当技術者が行う主な業務内容は以下のとおり。

- ① 工事の設計図書等に基づく工事請負者に対する指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）を作成する。
- ② 工事請負者から提出（提出、承諾および協議事項）された資料と設計図書を照合する。
- ③ 次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認および調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）を作成する。
 - a) 設計図書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しない場合。
 - b) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
 - c) 設計図書の表示が明確でない場合。
 - d) 工事現場の形状、地質、気象・海象条件、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
 - e) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
 - f) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。
- ④ 工事契約上重大な事案等が発見された際の報告、発注者の指示による災害発生時における情報収集等を行う。

(3) 打合せ

業務履行期間中は、調査職員と管理技術者が定期的な打合せを行うことを基本とし、業務の目的、内容を把握し、業務の手順を確認する。打合せの頻度等は設計図書によるものとする。

(4) 協議・報告

業務の実施にあたり、調査職員と管理技術者が業務着手時および業務完了時に業務全体の計画等について協議または報告を行うものとし、必要に応じて中間時の報告を行うことができる。

3-3 数量計算等

種別（レベル3）	細別（レベル4）	積算要素（レベル6）	単位	数量	摘要
検査補助業務	検査補助業務	検査補助業務	月		
	打合せ	打合せ	回		
	協議・報告	協議・報告	式		
	成果	業務成果品	式		
監督補助業務	監督補助業務	監督補助業務	月		
	打合せ	打合せ	回		
	協議・報告	協議・報告	式		
	成果	業務成果品	式		

注) 委託期間の月数は、担当技術者の委託日数を月単位で換算するものとし次式による。
ただし、最大は12ヶ月とする。

$$\text{委託期間の月数} = \frac{\text{業務期間中の全日数}}{30 \text{ 日/月}} \quad (\text{小数第2位四捨五入})$$

3-4 標準歩掛

3-4-1 検査補助業務

検査補助業務 1月当り

項目	適用	単位	数量	備考
管理技術者	技師(A)	人	0.70 (1.40)	
担当技術者	技師(C)	式	1.00	次式による

注) 1. 検査補助業務および監督補助業務の内容を合わせて発注する場合は、実施体制等を
勘案の上、本歩掛を適用する。

2. 管理技術者については、担当技術者数が3人以上の場合は下段（ ）書きを適用する。

3. 担当技術者については、以下のとおりとする。

・ 担当技術者（式/月）

$$= \text{基準日額} \times \text{必要人数} \times \text{月当り業務日数} + \text{超過業務標準相当額}$$

・ 必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。

・ 月当り業務日数は、19.5日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮することができる。

・ 超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり20時間相当分を計上することを標準とする。これにより難しい場合は、発注者において業務内容等を勘案し定めるものとする。

・ なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただしA、Bは以下の通りとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

4. 本業務において、発注補助業務（現地調査、発注図面等作成、積算資料作成、電算入力）を兼用する場合も適用できる。

ただし、管理技術者による技術的判断を必要とする場合には、適用しない。

3-4-2 監督補助業務

「本節 3-4-1 検査補助業務」を適用する。

3-4-3 打合せ

打合せ		1 回当り		
項 目	適 用	単 位	数 量	備 考
管 理 技 術 者	技 師 (A)	人	0.50	

注) 打合せについては、1月当たり2回(0.5人/回×2回=1.0人)を標準とする。これにより難しい場合は、業務内容等を勘案し定めるものとする。

3-4-4 協議・報告

協議・報告		1 式当り		
項 目	適 用	単 位	数 量	備 考
着 手 時	技 師 (A)	人	0.50	
中 間 時		人	0.50	適 宜
業 務 完 了 時		人	0.50	

注) 中間時は、必要に応じて計上する。

3-5 直接経費

(1) 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の1.0%を標準とする。

(ただし、担当技術者にかかる直接人件費とする。)

(2) 電算機使用経費率

電算機使用経費は、直接人件費の2.0%を標準とする。

(ただし、担当技術者にかかる直接人件費とする。)

(3) 業務成果品費

報告書の電子納品および印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出するものとし、印刷・製本部数は3部迄、電子納品は正副合わせて2枚とする。これにより難しい場合は別途見積等により考慮する。

業務成果品費 = 直接人件費 × 0.17% + (印刷製本部数 × 0.05%)

(ただし、担当技術者にかかる直接人件費とする。)

なお、業務成果品費は、有効数字上位2桁、以下切り捨てとし、最高20万円を限度とする。

(4) 旅費

旅費については、「漁港漁場関係工事積算基準 第2部 第1編 2. 積算価格の内訳 2-5 旅費の算定」を適用して算出する。